府　令

○内閣府令第四十一号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年七月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第二条の見出し中「金融サービス利用者相談室等」を「金融サービス利用者相談室」に改め、同条第一項中「及び研究開発室」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り上げる。

第七条第一項中「、検査指導官一人、評定審査官一人」を削り、「情報分析官一人」の下に「、主任統括検査官七人」を加え、「統括検査官十三人」を「統括検査官九人」に、「三十一人」を「三十二人」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「（研修相談官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　主任統括検査官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

一　金融検査の実施に係る重要事項についての企画及び立案に関すること。

二　金融検査を実施し、並びに統括検査官、特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理すること。

第七条中第十三項を第十二項とし、第十四項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第七条の二第一項及び第二項中「審査課」を「企画審査課」に改める。

第八条第一項中「コングロマリット室」を「国際監督室」に、「及び事業再生支援管理官一人」を「、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　国際監督室は、総務課の所掌事務のうち国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

5　国際監督室に、室長を置く。

第八条に次の一項を加える。

16　国際監督調整官は、命を受けて、国際監督室の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第十条の二第二項第一号中「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加え、同項第二号中「同条第三項」を「金融商品取引法第二十八条第三項」に改め、同項第三号中「投資運用業」を「金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業」に改め、同項第四号中「同法」を「金融商品取引法」に改める。

第十二条に次の三項を加える。

2　総務課に、情報解析室を置く。

3　情報解析室は、総務課の所掌事務のうち電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全、調査及び分析に関する事務をつかさどる。

4　情報解析室に、室長を置く。

第十三条第一号中「第十八条第三項から第七項まで」を「第十八条第五項から第九項まで」に改める。

第十四条第一号中「第十八条第八項から第十一項まで」を「第十八条第十項から第十三項まで」に改める。

第十五条第一号及び第十五条の二第一号中「第十八条第十二項」を「第十八条第十四項」に改める。

第十六条第一号中「第十八条第十七項から第二十一項まで」を「第十八条第十九項から第二十二項まで」に改める。

第十八条第一項中「総括調整官一人」の下に「、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人」を加え、「十九人」を「二十人」に、「百五十五人」を「百五十七人」に、「統括特別調査官四人」を「統括特別調査官三人」に改め、「、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人」を削り、同条中第二十一項及び第二十二項を削り、第二十項を第二十二項とし、第十三項から第十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十一項を第十三項とし、第三項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3　主任情報技術専門官は、命を受けて、情報解析室の所掌事務に関する専門的事項に従事し、及び情報技術専門官の行う事務を整理する。

4　情報技術専門官は、命を受けて、情報解析室の所掌事務に関する専門的事項に従事する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条の改正規定、第八条第一項の改正規定（「コングロマリット室」を「国際監督室」に改める部分に限る。）、同条第四項及び第五項の改正規定並びに第十条の二第二項第一号及び第三号の改正規定は、平成二十七年七月七日から施行する。

省　令

○法務省令第三十七号

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百六十二号）の施行に伴い、及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十六条第三項において準用する同法第七十五条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日　　法務大臣　上川　陽子

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第百五十七条第一項第三号中「（法第七十六条第三項において準用する法第七十五条の場合を除く。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第一章第一節第三款中第十五条の次に次の一条を加える。

（国際租税総合調整官）

第十五条の二　参事官の下に、国際租税総合調整官一人を置く。

2　国際租税総合調整官は、命を受けて、参事官の所掌事務のうち重要事項についての調整その他専門的事項を処理する。

第二十八条の見出し及び同条第一項中「国有財産有効活用企画官」を「国有財産企画官」に改め、同条第三項中「室長」の下に「及び企画調整官一人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「国有財産有効活用企画官」を「国有財産企画官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　企画調整官は、命を受けて、政府出資室の所掌事務のうち重要事項についての調整その他専門的事項を処理する。